

商工観光労働企業委員会 資料

(1) 合い議案件の審査

- ・ 第68号議案 大分県宿泊税条例の制定について（付託委員会：総務企画委員会） 1

(2) 付託案件の審査

- ・ 第74号議案 大分県宿泊税基金条例の制定について 6
- ・ 第64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分） 7

(3) 県内所管事務調査のまとめ

- ・ 柔軟な働き方とシニアの就業支援 8

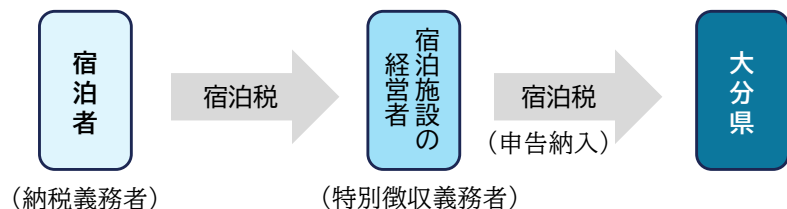
(4) 諸般の報告

- ・ 令和8年度の観光誘致の状況について 11

1 制定理由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき宿泊税を導入するもの。

2 大分県宿泊税の仕組み



(1) 納税義務者等

納税義務者：宿泊者
課税客体：県内の宿泊施設への宿泊行為
(宿泊施設：旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設)

(2) 税率

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金）に応じて、段階的に課税

5千円未満	100円	5千円以上2万円未満	200円
2万円以上10万円未満	500円	10万円以上	2,000円

(3) 徴収の方法

宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とする特別徴収
原則、毎月末日までに前月初日から末日までの宿泊税を申告納入

(4) 課税免除

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が実施する修学旅行等や児童福祉法に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事

(5) 市町村への交付金

税収から災害等への対応のための積立て、賦課徴収費用を除いた額の7割を交付金として市町村へ交付

3 大分県宿泊税条例の概要

第1条～第5条：宿泊税の基本事項、徴収方法

- ・課税の根拠、納税義務者等
- ・課税免除の対象、税率、徴収の方法

第6条～第10条：特別徴収義務者、申告納入の手続

- ・特別徴収義務者、特別徴収義務者の登録等
- ・申告納入の手続、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除
- ・納税管理人

第11条～第15条：帳簿の管理、更正・決定

- ・帳簿の記載義務、電磁的記録等による保存
- ・更正、決定等に関する通知書の様式

第16条～第21条：賦課徴収の準用、市町村交付金、規則への委任、罰則

- ・賦課徴収は地方税法又は大分県税条例を準用
- ・宿泊税市町村交付金の交付方法等
- ・規則への委任事項
- ・帳簿記載義務違反等に関する罰則等

附則（施行等に関する事項）

- ・施行期日、施行期日以降の宿泊に対して適用
- ・施行後3年を目途として検討と必要に応じた見直しを規定（その後5年）

4 施行期日

地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
第 1 条	課税の根拠	「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課すもの。
第 2 条	納税義務者等	納税義務者は以下のとおりとする。 ① 納税義務者 宿泊者 ② 課税客体 次の施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル・簡易宿所）に係る施設 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設 ※規則で定める要件（案） 宿泊料金：宿泊の対価として支払うべき金額であって、飲食代、税、立替金等宿泊の対価としての性格を有しないものを除いた金額
第 3 条	課税免除	学校長等が証明する以下の宿泊に対しては、宿泊税を課さない。 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門が学習指導要領に基づき実施する修学旅行等及び児童福祉法等に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事
第 4 条	税率	税率は、一人一泊につき、以下のとおりとする。 ① 五千円未満 百円 ② 五千円以上 二万円未満 二百円 ③ 二万円以上 十万円未満 五百円 ④ 十万円以上 二千円
第 5 条	徴収の方法	徴収方法を特別徴収の方法と規定するもの。
第 6 条	特別徴収義務者	特別徴収義務者を宿泊施設の経営者と規定するもの。

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
第 7 条	特別徴収義務者としての登録等	特別徴収義務者としての登録方法、証票の掲示義務等について規定するもの。
第 8 条	申告納入の手続等	① 毎月末日までに、前月初日から末日までの宿泊税を申告納入すべきことを規定するもの。 ② 申告納入すべき宿泊税額が、規則で定める要件に該当するものとして知事が指定した場合は、三月ごとの申告納入となることを規定するもの。 ※規則で定める要件（案） ・ 年間の宿泊税額360万円以下であること ・ 県税の滞納がないこと、加算金の決定を受けていないこと 等
第 9 条	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	天災等による特別徴収義務者に対する徴収不能額の還付及び納入義務の免除について規定するもの。
第10条	納税管理人	特別徴収義務者の住所等が県内にない場合の納税管理人を定める手続きについて規定するもの。
第11条	特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	特別徴収義務者の帳簿等（宿泊者数等を記載）の記載及び保存義務について規定するもの。
第12条	関係帳簿等の電磁的記録による保存等	前条の帳簿等の備付け及び保存については、その電磁的記録の備付け及び保存をもって代えることができることを規定するもの。
第13条	関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	第11条の帳簿等の備付け及び保存については、その電磁的記録の備付け及び電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって代えることができることを規定するもの。
第14条	関係帳簿等の電磁的記録等に対する条例等の規定の適用	第12条又は第13条により備付け及び保存が行われている電磁的記録等に対する地方税に関する法令又はこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録等を当該帳簿等とみなすことを規定するもの。

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
第15条	更正、決定等に関する の通知書の様式	更正及び決定通知の様式は規則で定めることを規定するもの。
第16条	賦課徴収	賦課徴収について法令又は大分県税条例を準用することを規定するもの。 ※宿泊税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項等は大分県税事務所長に委任すること等
第17条	犯則事件の調査における 間接地方税及び夜間 執行の制限を受けない 地方税の指定	犯則事件を調査するため現行犯事件の臨検、搜索又は差押えをすることができること、また、臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限を受けないことを規定するもの。
第18条	宿泊税に係る交付金の 交付	市町村に対する宿泊税交付金について、交付時期と賦課徴収に要する経費等を除いた交付すべき額を規定するもの。
第19条	規則への委任	この条例の施行に関して必要な事項は大分県宿泊税条例施行規則で定める旨を規定するもの。
第20条	帳簿の記載義務違反等 に関する罪	特別徴収義務者の証票の掲示義務等に違反した場合、帳簿の記載義務に違反した場合等に一定の罰則を設けるもの。
第21条	納税管理人に係る不申 告に関する過料	納税管理人を申告すべき特別徴収義務者が当該申告をしなかった場合、過料に処するもの。
附則①	施行期日	総務大臣の同意の日から一年を超えない範囲内で規則で定める日から施行することを規定するもの。
附則②	適用区分	施行日以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く）について適用することを規定するもの。

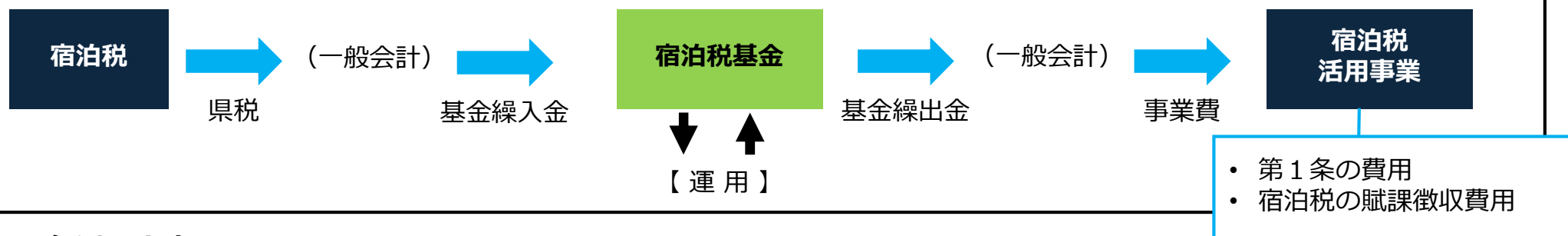
大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
附則③	特別徴収義務者としての登録に関する経過措置	施行日において現に宿泊施設を営業している者については、施行日に宿泊施設の営業を開始するものとみなすことを規定するもの。
附則④	申告納入の手續に関する経過措置	施行日が月の初日でない場合において、施行日が属する月の宿泊税の申告期限及び納入期限を施行日の属する月の翌々月の末日とするもの。
附則⑤	準備行為	特別徴収義務者の指定や登録等の必要な手続きを施行日前においても可能とすることを規定するもの。
附則⑥	検討	この条例の施行後三年を目途として、施策の効果等この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うことを規定するもの。

1 制定理由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金を設置するもの。

(スキーム)



2 条例の内容 ※本県における他の基金条例と同様

(1) 設置 (第1条)

- ・「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金を設置する。

(2) 積立て (第2条)

- ・基金として積み立てる額は、大分県宿泊税条例の規定により、県に納入された宿泊税に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(3) 基金の管理 (第3条)

- ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(4) 運用益金の処理 (第4条)

- ・基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(5) 繰替運用等 (第5条)

- ・基金に属する現金の歳計現金への繰替運用について規定

(6) 処分 (第6条)

- ・第1条の費用及び宿泊税の賦課徴収費用に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

(7) 規則への委任 (第7条)

(8) 施行期日 (附則)

- ・宿泊税条例の施行の日から施行する。

第64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算(第1号)(本委員会関係部分)

(1) 中東情勢の影響などを踏まえた対策

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
LPガス等価格激変緩和対策事業	(0) 436,830 436,830	エネルギー価格の高騰により影響を受けるLPガスの一般消費者等や特別高圧契約で受電する中小企業等に対し支援する。(令和8年7月～9月分) ・LPガス 580円/契約 ・特別高圧 7月：1.8円/kWh、8月：2.3円/kWh、9月：1.8円/kWh	産業GX推進室
中小企業金融対策費	(55,229,824) 3,041,758 58,271,582	中東情勢の影響を受けた中小企業等の資金繰りを支援するため、物価高騰等に対応した保証料率ゼロの制度資金を増額し、必要となる貸付原資を預託する。 ・経営環境変動対応融資 融資枠の拡大 100億円 → 200億円 〔債務負担行為 393,079千円〕	経営創造・金融課
新 中小企業等エコエネルギー導入緊急支援事業	(0) 733,800 733,800	中東情勢等の地政学的リスクの影響を受けにくい経営体制を構築するため、中小企業等が行うエコエネルギー設備の導入を支援する。 ・自家消費型エネルギー設備等の導入に要する経費への助成 補助対象 太陽光発電・蓄電池、コージェネレーション設備等 補助率 通常枠 3/4 貸上げ枠 4/5 限度額 通常枠 1,000万円～1,500万円 貸上げ枠 1,140万円～1,690万円	産業GX推進室

(2) 宿泊税の導入など更なる観光振興

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
新 宿泊税導入支援等環境整備事業	(0) 667,536 667,536	宿泊税の円滑な徴収環境を整備するため、特別徴収義務者である宿泊事業者が行うシステム改修等を支援するとともに、宿泊者に対する制度周知等を実施する。 ・宿泊税対応に向けた既存レジシステム等の改修に要する経費への助成 補助率 10/10 限度額 200万円 ・省力化に向けた新たなレジシステムの導入等に要する経費への助成 補助率 通常枠 2/3 貸上げ枠 3/4 限度額 通常枠 300万円 貸上げ枠 340万円 ・宿泊税に関するコールセンターの設置 ・宿泊者向け周知啓発リーフレットの作成・配布 など	観光政策課

大分県産業人材確保・育成プラン(第12次大分県職業能力開発計画)の概要

プランのねらい

- 人口減少の中、就業者数は将来的に減少の見通し
- 様々な産業で人手不足が深刻化。人材獲得競争が激化する中、人材の確保・育成は喫緊の課題
- 若年者の県内就職、女性・外国人材等多様な人材の活躍、事業者のDXなど、各部局・分野ごとに対策を推進
- 産業人材の確保・育成に関わる各施策を分野を横断して有機的に結びつけ、総合的な対策を講じていく。

プランの構成

- 第1章 総則
- 第2章 産業人材確保・育成に係る基本施策
 - 1 多様な人材が活躍できる環境づくり
 - (1) 若年者の就業支援
 - (2) 女性の就業支援
 - (3) シニアの就業支援
 - (4) 障がい者の就労支援
 - (5) 外国人材の活躍促進
 - (6) 働き方改革の推進
 - 2 産業を支える人づくり
 - (1) 技術・技能の振興
 - (2) 企業の人材育成への支援
 - (3) 職業能力開発の取組
 - (4) 人手不足分野の人材確保（建設業、運輸業等の9分野）
- 第3章 プランの推進

プランの位置づけ

- 大分県長期総合計画の部門計画
- 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施策の基本となる計画
(第12次大分県職業能力開発計画)

プランの期間

令和7年度～11年度（5年間）

多様な人材が活躍できる環境づくり

【主な取組】

若年者の就業支援

若年者の県外流出が課題。高校生・大学生向けの取組を強化し、若年者の県内就職を促進する対策を推進

- キャリア教育等による県内就職の促進
 - ・地元企業と連携した現場体験授業による職業観醸成
- 県内企業とのマッチング機会の創出
 - ・若者と企業の交流の場を創出
 - ・合同企業説明会
- UIターン促進
 - ・拠点施設「dot.」の活用
 - ・オオイタカテの充実
 - ・エリア毎の傾向を踏まえた移住フェアの開催

女性の就業支援

女性の継続就労を可能とするため、ライフステージに応じた柔軟な働き方や働きやすい職場環境整備を進める。

- 働く場における女性の活躍の推進
 - ・認証企業制度の拡大
 - ・企業向けセミナー
- ライフステージに応じて柔軟に働ける環境づくり
 - ・育休、短時間勤務等を利用しやすい環境づくり
- アンコンシャス・バイアスの解消と女性の社会参画促進
 - ・固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発

シニアの就業支援

年齢にかかわらず元気で働く意欲のある高齢者に活躍してもらうための取組を推進

- シニア向け求人の拡大による就業機会の確保
- 働く意欲のあるシニアへの支援
 - ・就職支援相談員による再就職支援
- 高齢者等の就業や社会参加促進のための取組
 - ・シルバー人材センターの活動を支援

障がい者の就労支援

本県の障がい者雇用率は着実に上昇しているものの、知的、精神障がい者の雇用促進・職場定着が課題。障がい者の希望や特性に応じた多様な就労機会の確保が重要

- 障がい者の就労・定着のための支援の充実
 - ・障害者就業・生活支援センターを通じた企業への働きかけや特性に配慮した就業支援
- 障がい者の工賃向上のための支援の充実
 - ・おおいた共同受注センターによる受注・販路拡大
 - ・施設外就労など多様な働き方の促進

外国人材の活躍促進

人手不足が加速する中、外国人材から選ばれる県になるための取組を推進

- 外国人材の受入れ・活躍支援
 - ・企業に対し、外国人材雇用に係る理解を促進
 - ・外国人労働者の就労環境整備を行う企業への支援
- 多文化共生の推進
 - ・外国人が地域の一員として活躍できる環境づくり
 - ・市町村と連携した日本語教育体制の拡充

働き方改革の推進

女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる社会づくりを推進

- 働き方改革の推進
 - ・理解を深める企業向けセミナー開催
 - ・優良企業の表彰・認証制度の推進
- 男性の育児休業取得の促進
 - ・職場の理解促進と環境整備
- DXによる生産性・付加価値向上
 - ・企業向け講師派遣、優良事例紹介

柔軟な働き方

現状

- 就業意識等の変化により、ライフスタイルに応じた時間や場所に捉われない、柔軟な働き方を実現する就業環境の整備が求められている

事業内容

1 柔軟な働き方の実現 テレワーカーとしての基礎的なスキルのレベルアップを目指す

①テレワーカー養成講座の実施

- ・初級者向けに、テレワーカーとしての就業に必要なスキルを養成
- ・メンター（キャリアコンサルタント等）が、受講者の相談等に対応

2 就業（就職）先の獲得 トータルサポートにより就業への不安解消を図り、就業に繋げる

①マッチングイベント

- ・柔軟な働き方を望む方と、業務発注やテレワーカーとの協働を希望する企業等とのマッチングの機会を提供
- ・ワーカー同士での交流会も併せて開催し、就業に対する不安の解消を図る

②就業促進支援サイトの運営

- ・県の施策情報や働きやすい環境を整えている県内企業を紹介

3 柔軟な職場環境の実現 魅力的な職場環境を整備し、企業の人材確保につなげる

①ロールモデル紹介

- ・テレワークを活用する等、多様な働き方を実現しているロールモデルをYouTubeで紹介

②副業・兼業人材の受入促進

- ・副業・兼業人材の還流を推進するため、職場環境整備を図る企業を支援

シニアの就業支援

現状

- 県内企業の人手不足が深刻化する中、さらなるシニア雇用の拡大に向けた県内企業の意識改革と、元気で働く意欲のあるシニアが活躍できる環境整備が求められている

事業内容

1 就業機会の確保とマッチング

①シニア雇用推進員による就業機会の確保

シニア雇用推進オフィス@県庁に推進員を配置し、事業所訪問を通じて企業のシニア雇用の意識啓発・シニア向け求人の開拓を行う。併せて、各種助成金の案内などを行う。

②就職支援相談員による再就職支援

大分県中高年齢者就業支援センターに就職支援相談員を配置し、ハローワークが実施する職業相談・職業紹介と併せて、キャリアコンサルティング等を行い、中高年齢者の再就職を支援する。

③企業に対する受入環境整備

シニアを雇用する企業の受入れ環境整備(仕事の切り出し方法、健康経営等)に関するセミナーを開催。シニア受入れ環境整備の促進を図る。

2 社会参画の促進

(公社)大分県シルバー人材センター連合会を通じて、県内各地のシルバー人材センターにおける就業機会の拡大により、シニアの社会参画を促進

令和8年度の観光誘致の状況について

観光政策課

1 「クールサマーinおおいた」推進事業【国内・海外】

○概要

酷暑が常態化する中、夏季誘客の安定化で観光需要の
通年平準化を促す取組

【ガイドブック「NATURE COOL OITA」の作成】

言語 5言語（日、英、韓、簡体、繁体）
部数 2万部

【観光関連施設クールスポット創出支援】

酷暑対策として、観光客の安全性・快適性を高める取
組を行う観光事業者等を支援

整備内容 ミスト発生機、スポットエアコンの設置、
夜間利用を促すライトアップ整備 等

施設数 21施設（大分空港、くじゅう花公園等）



2 温泉を中心とした本県の強みを最大限に生かしたプロモーション【国内】

○概要

別府、由布院といった主要温泉エリアを中心に、
温泉ファンの更なる誘客を促進する取組

【温泉ファン向けPRイベント】

日時 令和8年5月24日(土)

場所 熱海駅前広場(静岡県熱海市)

来場者 1,753名

内容 別府市、由布市と連携したPRイベント
(トークイベント、PRブース、抽選会 等)



3 国・地域ごとの市場ニーズに応じたインバウンド誘客【海外】

○概要

8つの国・地域に各市場に精通した事業者等を「戦略パートナー」として設置
し、年間を通じて現地旅行会社向けのセールスや情報発信等に取り組む。

国・地域 アジア(韓国、中国、香港、台湾、タイ)
欧米豪(欧州、米国、豪州)

主な役割 ・旅行会社への日常的なアプローチ・セールス活動
・商談会、セミナー、旅行博でのPR
・市場ニーズ、イベントなど現地情報の収集・把握 等

【九州観光個別商談会・ネットワーキング in シドニー2026】

令和8年6月2日(火)

(一社)九州観光機構主催の商談会に参加し、
6社と商談を実施



九州観光個別商談会・ネットワーキング
inシドニー2026

【台湾市場向け大分県単独商談会】

台北市（台大会議センター(NTUH)）

令和8年6月4日(木)

大分県側21団体 台湾側83団体 参加

高雄市(高雄福容ホテル(フーロンホテル))

令和8年6月5日(金)

大分県側17団体 台湾側37団体 参加



FB台湾市場向け大分県単独商談会